

被災された納税者のみなさまへ

～県税に関する長野県からのお知らせ～

災害にあわれた皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

被災された方には、被害の実情により県税の減免、あるいは納税の猶予や申告期限の延長ができる場合があります。

このような取扱いを受けるためには、一定の手続きが必要なものもありますので、できるだけ早い機会にお近くの県税事務所又は県庁税務課にご相談ください。

1 自動車税（「軽自動車税」は市町村にお問い合わせください。）

（ケース１）

（ケース２）

どんなとき	自動車が使えなくなったとき	自動車の修繕が必要とき （「修繕費」が「災害直前の自動車の価額」の １５％以上の場合に限ります。）
減免等の内容	使用できなくなった日の翌月以降の 自動車税を月割で減額	減免額 $= \text{自動車税税額} \times \frac{\text{修繕費}}{\text{災害直前の自動車の価額}}$
		注：減免額は、税額の５０％が上限。 災害を受けた日以後に納期が到来する自動車税が対象。
提出する書類	・自動車現況申立書 ・被災事実を証明できる書類	・減免申請書 ・被災事実を証明できる書類 ・自動車修理業者の修繕費の見積書 ・修繕費に補てんされる保険金等の書類 ・災害直前の自動車の価額に関する書類
申請期限	速やかに申請してください。	「災害のやんだ日」から３０日以内
その他	この申請をしなくても、自動車を抹消したときは、抹消した日の翌月以降の自動車税は自動的に月割で減額されます。	・「災害直前の自動車の価額」は帳簿価格又はこれに準じ県が定める額です。 ・修繕費に補てんされる保険金等がある場合は、修繕費から保険金等を控除します。

2 個人事業税

（ケース１）

（ケース２）

どんなとき	災害による事業用資産の損害金額が、被災者の事業用資産の価格の２分の１以上である場合。	災害による住宅等資産の損害金額が、被災者の当該資産の価格の２分の１以上である場合。
減免の内容	（事業所得） ５００万円以下 ⇒ 全額 ５００万円超７５０万円以下 ⇒ １０分の５ ７５０万円超１０００万円以下 ⇒ １０分の３	（合計所得金額） （減免割合） ５００万円以下 ⇒ １０分の５ ５００万円超７５０万円以下 ⇒ １０分の２．５ ７５０万円超１０００万円以下 ⇒ １０分の１．５
提出する書類	- 減免申請書 - 被災事実を証明できる書類 - 被災前・被災後の資産の価格を証する書類（当該資産にかかる帳簿の写し、修繕等に係る見積書又は請求書の写し等） - 損害額に補てんされる保険金等がある場合は、その額を確認できる書類	
申請期限	損害を受けた日から３０日以内	損害を受けた日から３０日以内

＜注意＞・被災事実を証明できる書類は、市町村長等の証明書。これらの証明書を受けることができない場合は、ご相談ください。

3 不動産取得税（「固定資産税」は市町村にお問い合わせください。）

（ケース１）

（ケース２）

どんなとき	災害により滅失又は損壊した不動産に代わるものとして滅失又は損壊した日から３年以内に不動産を取得したとき ※滅失又は損壊した日＝災害にあった日 （※取得不動産の代替性の認定を行います。）	不動産を取得した日から１ヶ月以内に災害により滅失又は損壊したとき ※滅失又は損壊したとき＝災害にあった日
減免の内容	被災不動産の価格に応じて一定額（固定資産課税台帳の登録価格のうち被災部分に応じた価格）を免除	
提出する書類	・ 減免申請書 ・ 市町村長、消防署長等の罹災証明書 ・ 被災不動産の登録価格の証明書	
申請期限	取得した代替不動産の納期限まで	被災した不動産の納期限まで

※「代替性の認定」は、災害により滅失又は損壊した不動産に代わるものとして知事が認める不動産を取得した場合をいいます。具体的には、被災不動産と同程度の不動産であること（住宅→住宅、店舗→店舗、工場→工場または工場→倉庫等）を原則とします。

「代替性の認定」の詳細についてはお問い合わせください。

4 その他

このお知らせは、制度の概要を記載したものです。

このほかに、申告・納期限の延長や徴収を猶予する制度もございます。

詳しくは、お近くの県税事務所または県庁税務課にご相談ください。

県税事務所	所在地・連絡先	管轄区域
総合県税事務所	〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1 (026) 233-5151 (代表) zei-sogo@pref.nagano.lg.jp	長野市、須坂市、千曲市、埴科郡、上高井郡、上水内郡
総合県税事務所 北信事務所	〒383-8515 中野市大字壁田 955 (0269) 22-3111(代表) zei-hokushin@pref.nagano.lg.jp	中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡
東信県税事務所	〒385-8533 佐久市跡部 65-1 (0267)63-3111 (代表) zei-toshin@pref.nagano.lg.jp	小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡
東信県税事務所 上田事務所	〒386-8555 上田市材木町 1-2-6 (0268) 23-1260 (代表) zei-ueda@pref.nagano.lg.jp	上田市、東御市、小県郡
南信県税事務所	〒396-8666 伊那市荒井 3497 (0265) 78-2111 (代表) zei-nanshin@pref.nagano.lg.jp	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡
南信県税事務所 諏訪事務所	〒392-8601 諏訪市上川 1 丁目 1644-10 (0266) 53-6000(代表) zei-suwa@pref.nagano.lg.jp	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡
南信県税事務所 飯田事務所	〒395-0034 飯田市追手町 2 丁目 678 (0265) 23-1111 (代表) zei-iida@pref.nagano.lg.jp	飯田市、下伊那郡
中信県税事務所	〒390-0852 松本市大字島立 1020 (0263)47-7800(代表) zei-chushin@pref.nagano.lg.jp	松本市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡
中信県税事務所 木曽事務所	〒397-8550 木曽郡木曽町福島 2757-1 (0264)24-2211 (代表) zei-kiso@pref.nagano.lg.jp	木曽郡
中信県税事務所 大町事務所	〒398-8602 大町市大町 1058-2 (0261)22-5111 (代表) zei-omachi@pref.nagano.lg.jp	大町市、北安曇郡
県庁総務部税務課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2 (026) 232-0111 (代表) zeimu@pref.nagano.lg.jp	※問い合わせのみ